

## 【書評】



### 「地方自治体の業績監査」

石川 恵子 著

株式会社中央経済社

平成23年3月31日刊

A5判・定価3,360円（税込）

本書は地方財政の再建に資するものとして、地方自治体の業績監査をテーマに扱っている。地方自治体の財政改革においては、歳出削減や公共サービスの民営化、あるいは新公会計制度の導入の観点から議論されることは多い。しかしながら、監査を地方財政の再建に役立つ手段として機能させるという議論は少ない。本書では、英国と日本の地方自治体の監査制度を比較することにより、英国の地方自治体監査制度が機能している理由と、日本では監査が有効に機能していない理由を明らかにし、どうすれば有効に機能するかを考察している。

著者は、まず序章で、業績監査とは、「行政執行にあたって被監査団体が経済性、効率性および有効性を確保しているか否かを検証し、その結果について改善勧告をすることを通じて、行政活動の効率化あるいは業務改善を図る監査」であると定義している。そして、公的部門の監査がアカウンタビリティの履行手段として実施されているとし、地域住民に対する説明責任である「民主的アカウンタビリティ」と公的部門の組織内部における説明責任である「管理的アカウンタビリティ」の2つがあることを述べている。

次に、第 部では、業績監査は、伝統的な財務諸表監査とは異なる性質があることを明らかにし、欧米の先進諸国、特に英国で業績監査が展開していった背景について考察している。

そして、第 部において、英国の地方自治体監査制度における VfM (Value for Money = 支出に見合った価値のある) 監査が、どのように制度として確立し、有効に機能するようになったかが検証されている。英国で監査が有効に機能している主要な理由として、第1に、監査制度が管理的アカウンタビリティの履行を強化することにより、民主的アカウンタビリティの履行に貢献するように構築されてきたこと、第2に、VfM 監査を実施するうえで必要な合意された判断規準が確立されてきたことに着目して整理している。このような英国の制度と日本の地方自治体の監査制度を比較しているのが第 部である。日本では業績監査は 3E(Economy, Efficiency, Effectiveness の総称) 監査と呼称され、監査委員による監査、あるいは包括外部監査として実施されている。しかしながら、必ずしも 3E 監査が有効に機能していない主要な理由として、合意された判断規準が存在していないことを挙げている。以上の分析から、第 部において、日本の 3E 監査が有効に機能するための方

策として、合意された判断規準を確立することと監査人の独立性と専門性の確保をする体制が必要であることを指摘している。

本書では、英国制度との比較を通じて、監査を地方自治体の業績改善に役立てるという新しい観点からアプローチしている。また、現在の監査委員及び外部監査人としての公認会計士の役割は財務監査及び準拠性監査に主眼が置かれているが、総務省で監査制度の見直しがされており、3E 監査分野での貢献が期待されていることを鑑みると、業績監査に関する知識は公認会計士として必要であると考えられる。

以上のことから、協会学術賞に値するものとして選定した。